

射水市告示第 287 号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

射水市本江字江万、本江中新字中割、本江針山字前田及び本江針山字中道の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和 8 年 10 月 2 日

射水市長 夏 野 元 志

記

1 地図及び簿冊の名称

射水市本江字江万、本江中新字中割、本江針山字前田及び本江針山字中道の一部地域内の地籍図及び地籍簿

2 閲覧期間及び閲覧日時

令和 8 年 10 月 4 日から令和 8 年 10 月 26 日まで

閉庁日を除く期間中は、9 時から 17 時まで

令和 8 年 10 月 4 日（日）は、9 時から 12 時、13 時から 16 時まで

3 閲覧場所

射水市役所 大島分庁舎 用地課（射水市小島 703 番地）

令和 8 年 10 月 4 日（日）は、針山公民館（射水市本江針山 210 番地 1）

4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、射水市長に対し、訂正の申出をすることができる。

5 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。